

狛江市中小企業者感染拡大防止協力金

1 対象要件

次の条件をすべて満たす法人又は個人事業主とする。

- 1) 狛江市内に主たる事業所又は従たる事業所を有し、かつ中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業及び個人事業主で、大企業が実質的に経営に参画していない者
- 2) 上記1の事業所について、『東京都感染拡大防止協力金』又は『東京都理美容事業者の自主休業に係る給付金』の給付決定を受けた者
- 3) 本市の納期限が到来した市税の滞納がない者
- 4) 狛江市中小企業者感染拡大防止協力金の交付の決定時点において、市内で営業している者
- 5) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
 - イ 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係にある者
 - ウ 暴力団員等がその事業活動を実質的に支配する法人
 - エ 役員のうちに暴力団員等がいる法人

2 助成金の額

1事業者に10万円を助成し、1事業者につき1回限り交付する。

3 提出書類等

1) 提出書類等

- 狛江市中小企業者感染拡大防止協力金申請書
- 狛江市中小企業者感染拡大防止協力金請求書
- 東京都感染拡大防止協力金支給決定通知書又は東京都理美容事業者の自主休業に係る給付金決定通知書（電子申請の場合はメールの写し）
- 振込用通帳の最初の見開きページの写し

2) 受付期間 令和2年6月1日（月）～ 令和2年11月30日（月） ※消印有効

3) 提出場所 狛江市市民生活部地域活性課

TEL：03-3430-1111（内線2225～2227）

住所：〒201-8585狛江市和泉本町一丁目1番5号

4) 提出部数 1部

（裏面につづきます）

5) 提出方法 原則郵送（受付期間最終日消印有効）

※狛江市ホームページより、料金受取人払封筒の様式をダウンロードし、外枠に沿って切り、封筒に貼り付けていただければ、切手不要で郵送することができます。

※混雑緩和のため、出来るだけ郵送での申請にご協力ください。

4 その他

以下の内容についてもご了承ください。

- 1) 申請者の市税等の納税状況について、関係課へ照会を行います。
- 2) 提出された書類について提出後の追加及び変更は認めません。
- 3) 提出された書類は返却しません。
- 4) 提出された書類の複製を作成する場合があります。
- 5) 提出された書類以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合があります。
- 6) 事業所の所在地の確認がとれない場合は、所在地の確認できるもの（名刺、チラシ、ホームページの写し等）を追加でご提出いただくことがあります。